

(様式1)

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：都市計画課)

1	施設名	滋賀県営都市公園（奥びわスポーツの森に限る。）										
2	施設の概要	公園面積 21.3 ha										
		施設内容 ・ビジターセンター(会議室、展望台) ・多目的運動広場(夜間照明施設) ・テニスコート(全天候型コート4面、クレーコート2面)(夜間照明施設) ・グラウンドゴルフ場(24ホール) ・多目的広場 ・駐車場 2カ所 ・倉庫 1棟 ・ゴミ集積場 1棟 ・浄化槽 1基 ・トイレ 4棟 ・遊具広場										
3	募集概要	募集方法	公募									
		募集要項配布期間	令和 元年 8月 23日 ~ 令和 元年 9月 27日									
		申請受付期間	令和 元年 9月 27日、令和 元年 9月 30日(持参の場合)									
		指定期間	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日(5年間)									
		管理業務内容	(1) 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第2条の規定による行為の許可に関する業務 (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務 (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務 (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務 (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務									
管理料参考額	147,075,000 円(消費税および地方消費税を含む。)											
4	応募状況	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">申請者</th><th rowspan="2">グループ申請の場合の構成</th></tr><tr><th>所在地</th><th>名称</th></tr></thead><tbody><tr><td>滋賀県東近江市五個荘 竜田町627-2</td><td>特定非営利活動法人P.P.P.滋賀</td><td></td></tr></tbody></table> <p style="text-align: right;">合計 1者</p>			申請者		グループ申請の場合の構成	所在地	名称	滋賀県東近江市五個荘 竜田町627-2	特定非営利活動法人P.P.P.滋賀	
申請者		グループ申請の場合の構成										
所在地	名称											
滋賀県東近江市五個荘 竜田町627-2	特定非営利活動法人P.P.P.滋賀											
5	審査方式	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。										
	選定委員会委員 **委員長 **副委員長 (50音順、敬称略)	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会(都市公園部会) **滋賀県立大学 名誉教授 大橋 松行 長浜市都市建設部 部長 下司 一文 せた♪森のようちえん 代表 西澤 彩木 *兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科教授 平田 富士男 公認会計士 山川 賢記										

結果	審査基準	別紙《都市公園 審査の基準》参照																																			
	審査経過	令和元年 7月10日 第1回指定管理者選定委員会 (指定管理者募集要項および審査基準について検討、現地説明) 令和元年 8月23日～令和元年 9月27日 募集要項の配布 令和元年 9月5日 現地説明会 (参加者1者) 令和元年 9月27日, 30日 申請受付 (申請者1者) 令和元年 10月4日 第2回指定管理者選定委員会 (財務状況の審査) 令和元年 10月21日 第2回指定管理者選定委員会 都市公園部会 (事業計画のヒアリング、審査、指定管理者候補者選定)																																			
審査結果	指定管理者の候補者	特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀																																			
	評価結果および選定理由	<p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1 (配点16点)</th> <th>選定基準2 (配点74点)</th> <th>選定基準3 (配点50点)</th> <th>選定基準4 (配点60点)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀</td> <td>13.0</td> <td>56.2</td> <td>31.2</td> <td>46.1</td> <td>146.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (200点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀</td> <td>143.8</td> <td>154.0</td> <td>139.4</td> <td>155.2</td> <td>140.0</td> <td>732.4</td> <td>146.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀</td> <td>147,000 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】 各選定基準において、特に評価されたものは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定基準1については、参加意欲が認められ評価された。 ・選定基準2については、管理水準の確保についての取り組みや地域との連携についての提案が評価された。 ・選定基準3については、自主事業の取り組みや収支計画の妥当性について評価された。 ・選定基準4については、組織および執行体制や事業実績について評価された。 <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者からの事業計画書の提出を求めるにあたっては、自主事業の充実についてインセンティブを明示し、積極的な提案を求めているかどうか。 ・参加意欲の評価内容として、総括管理責任者のヒアリング時に出席し、説明できているかどうかを明記しておく必要がある。 ・現地説明においては、周辺環境も含め施設の状況を確認することが出来た。 ・ヒアリングにおいては、申請者に対して、植栽管理や活性化にかかる取り組みについての考え方や団体の支援状況などについて質疑を行い、今後特段の支障なく公園運営が行えることを確認した。 ・採点集計結果については、特に意見無し。 <p>上記の結果、特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀を指定管理者の候補者として選定した。</p>					申請者	選定基準1 (配点16点)	選定基準2 (配点74点)	選定基準3 (配点50点)	選定基準4 (配点60点)	合計	特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀	13.0	56.2	31.2	46.1	146.5	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀	143.8	154.0	139.4	155.2	140.0	732.4	146.5	申請者	提示額	特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀
申請者	選定基準1 (配点16点)	選定基準2 (配点74点)	選定基準3 (配点50点)	選定基準4 (配点60点)	合計																																
特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀	13.0	56.2	31.2	46.1	146.5																																
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																														
特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀	143.8	154.0	139.4	155.2	140.0	732.4	146.5																														
申請者	提示額																																				
特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀	147,000 千円																																				

別紙 1 《審査の基準》

評価視点 1：既存施設の有効活用や魅力的な自主事業の積極的な展開など、多様な利用者ニーズに対応した公園運営

評価視点 2：閑散時期や活用の少ないエリアの有効活用（特定公園施設、樹林地エリアについて）に配慮した公園管理

選定基準 (条例第9条の3第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	計		
1 事業計画の内容が、市民の公平な利用を確保することができるものであること (1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・参加意欲があるか(総括責任者が出席し、責任をもって説明ができていないかを含む)	3 基本方針等	10	16		
		・設置目的にふさわしく、逸脱したものではないか ・施設利用の公平性が確保されているか		6			
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること (2号)	・施設の効用発揮	・公園の特性と課題を理解しているか ・管理運営目標の達成に向けた取り組みは適切か ・管理水準向上のための維持管理方策が示されているか	4 実施計画	10	74		
		・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・公園に関する防犯上の指針を理解し、公園の安全確保が具体的に提案されているか ・施設管理を適切に行い、公園の安全確保に対する取り組みが具体的に示されているか。 ・求めている管理水準が提案されているか ・公園施設および植栽の維持管理業務は具体的に計画されているか(時期、期間、頻度等明確に記載されているか)	4 実施計画 5 公園の安全管理		8	
			・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用促進方策は具体的に示されているか ・利用者の多様なニーズを的確に捉え、利用促進に繋がる計画となっているか。 ・県民参加・県民協働に対する考え方が具体的に示されているか		6 利用促進策、利用者増への取組み	8
	・地域や関係団体との連携	・地域との連携策が具体的に示されているか ・委託業務の発注や物品の調達等について県内事業者への発注に努める取り組みが具体的に示されているか。	7 地域や関係機関との連携	10			
		・サービス向上を図るための具体的手法および期待される効果	・適切な自主事業の内容となっているか(今まで以上のサービス水準が示されているか) ・自主事業の計画と当該公園の基本的な運営方針は整合しているか ・トラブル発生時に適切に対処し、利用者からの要望や苦情への対応方法について具体的に示されているか ・利用者の満足度を高める具体的な方策が示されているか	8 自主事業の運営 9 利用者への対応		12	
	・利用料金が適切に設定されているか ・利用料金収入を増やすための具体的な方策が示されているか		10 利用料金に関する考え方	10			
	3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること (3号)		・施設の管理に係る経費の額および積算根拠	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか ・経費の縮減が具体的に示されているか ・収入、支出の積算と管理業務の実施計画との間で整合性が取れているか		11 収支計画書	8
				・収支計画の内容、妥当性および実現の可能性		4 実施計画書 8 自主事業の運営 10 利用料金に関する考え方 11 収支報告書 12 委託業務内容(参考資料)	20
	4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (4号)	・安定的な運営が可能となる人的能力	・本社を含めた組織体制、責任・執行体制が示されているか。 ・現場における責任者・人員配置・ローテーション等が具体的に示されているか ・職員の指導育成、研修体制は具体的に示されているか	13 人員体制 14 人員配置計画等		10	
			・安定的な運営が可能となる経理的基盤	会社概要、会社定款、法人の登記事項証明書、財務諸表、登録証明書等		8	
・類似施設の運営実績		・当該公園の業務を安定確実に実行する経営規模を有しているか ・団体の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か	15 人材の育成計画	12			
		・その他適切な運営を行うための能力(災害対策等)	・類似施設を良好に運営した実績はあるか ・危機管理の重要性を認識し初期対応等すぐに対応できる連絡体制や緊急時のバックアップ体制が具体的に示されているか ・県の地域防災計画に基づき、台風・地震等の異常気象・災害時に防災拠点としての対応ができる体制・行動計画が具体的に示されているか。 ・環境への配慮が具体的に示されているか ・円滑な事務引継への取り組みが具体的に示されているか ・自己評価、モニタリングに対する取り組み状況はどうか ・柔軟な考えでの取り組みが具体的に示されているか	16 過去の事業実績 17 緊急時の体制および対策・防災対策 18 環境への配慮 19 円滑な業務引継に向けての計画 20 特記事項	10		
5							
5							
					200	200	

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「2 施設の効用の最大化」、「3 経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。